



不動産の売却や抵当権設定に必要なアノ書類

登記済証 と 登記識別情報

「権利証」は正式名称ではない！？

不動産の売買や抵当権設定には、いわゆる「権利証」が必要です。今回はこの書類についてご説明！

登記済証とは

売買や相続などで
新たに所有権を取得した方に対し、
法務局が発行します。



こんなハンコが
押してあります

第〇〇号という
受付番号で確認！



平成17年
改正不動産登記法施行
様式変更

登記識別情報が発行されることに！

数字・アルファベットを組み合わせた
12桁の番号が記載されています。

1 A 1 B C D E 2 F G H I

暗証番号のようなものです。

非常に重要な情報なので、
目隠しは剥がさずに保管しましょう！

登記識別情報通知

ミシン目 目隠し

法務局では
所有権の移転登記や抵当権の設定登記の申請があると、
登記済証または**登記識別情報**をみて
売主や担保提供者が正しい登記名義人かどうかを確認します

不動産取引や抵当権設定契約の場合は、
私たち司法書士が必要書類に不備がないかを確認し、
取引の安全を守ります。

